

## 入間市手数料条例の一部を改正する条例 改正要旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部が改正されました。

これにより、地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）が個人番号カードを発行する主体として明確化され、J-LISが個人番号カードの発行に係る手数料を徴収することができることとされたことから、個人番号カードの再交付手数料に係る規定を削除するものです。

なお、今後は、個人番号カードの再発行手数料に係る事務についてJ-LISと委託契約を締結し、当該手数料の徴収及び領収書の発行事務をJ-LISから受託します。

### 1 改正内容

入間市手数料条例別表の19の項を削除するものです。

### 2 施行日 公布の日